

「NISA 口座のみなし廃止」のお知らせ

令和 4 年 1 月 7 日

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 3 年度税制改正により、2017 年分の非課税管理勘定（一般 NISA）を設定しているお客さまのうち、当金庫にマイナンバーを届出いただけていないお客さま（A）の NISA 口座については、非課税口座廃止届出書を当金庫にご提出いただいたものとみなし、2022 年 1 月 1 日をもって廃止しました（「みなし廃止」といいます）。

また、マイナンバーを既に届出いただいたお客さまであっても、2018 年以降の非課税管理勘定（一般 NISA）または累積投資勘定（つみたて NISA）が設定されていないお客さま（B）の NISA 口座については、同様の措置を実施しました。

今後、当金庫で NISA 口座のご利用を希望される場合は、改めて NISA 口座開設のお手続きが必要となりますので、投資信託のお取引店にてお手続きいただきますよう、お願い申し上げます。

- みなし廃止による「非課税口座廃止通知書」等の書面通知は行われませんので、ご了承ください。
- 今現在ご利用いただける NISA 口座は、NISA 第 2 期（2018 年以降に開始された NISA 口座）となります。2018 年以降に NISA 口座を開設している方は、マイナンバーを届出済みですので、引き続き NISA 口座を利用することができます。
- 今回廃止しました NISA 口座は、NISA 第 1 期（既に投資可能期間（2014 年～2017 年）が過ぎており、なおかつ非課税での保有期間が 2021 年 12 月末に終了した NISA 口座）ですので、お客さまの取引に影響はございません。

「みなし廃止」対象のお客さま

2017 年分の非課税管理勘定（一般 NISA）を設定しているお客さまのうち、太枠のお客さまの NISA 口座を、2022 年 1 月 1 日をもって廃止しました。

	要件		2022 年以降の利用・廃止
	マイナンバーの届出	2018 年以降の一般 NISA・つみたて NISA の有無	
みなし廃止の 対象 (A)	届出未済	2018 年以降の一般 NISA・ つみたて NISA なし	2022 年 1 月 1 日をもって NISA 口座を廃止しました。
みなし廃止の 対象 (B)	届出済み		
みなし廃止の 対象外	届出済み	2018 年以降の一般 NISA・ つみたて NISA あり	2022 年以降も引き続き NISA 口座を利用できます。

お問い合わせ先

城北信用金庫 国際資金部

【電話】 0120-276-251

【平日】 9：00～17：00（当金庫休日を除きます）